

令和4年3月31日

建設工事入札参加者 各位

新潟市水道局
総務部経理課

低入札価格調査制度の導入について

日頃より、当水道局の入札・契約制度にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、令和4年4月1日付で、新潟市水道局低入札価格調査実施要領を制定し、WTO政府調達協定対象工事(以下「WTO工事」)や総合評価方式の入札などを対象に低入札価格調査制度を導入いたします。

この制度は、落札(候補)者を決定するにあたり、契約内容に適した入札金額か調査し、適正な履行がなされるか、又は公正な取引の秩序を乱していないかを調査することを目的としています。

入札に参加を予定する方は、下記の内容をよく確認し、入札に参加するようお願いします。

記

1. 調査対象案件

最低制限価格を設定しない建設工事の一般競争入札案件

- ①WTO工事
- ②総合評価方式入札工事
- ③その他新潟市水道事業管理者が指定する工事

2. 調査基準

低入札価格調査を行う場合の基準は、次の計算式で算出した予定価格の算出の基礎となつた額の合計額（10万円未満切り上げ）を調査基準価格とし、これを下回った場合に調査する。

- ① 直接工事費の100分の97
- ② 共通仮設費の100分の90
- ③ 現場管理費の100分の90
- ④ 一般管理費の100分の68

[注意事項]

低入札価格調査実施要領の制定により、新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準3（2）に規定する「配点基準価格」が変更になります。

配点基準価格は、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。

3. 実施方法

最低価格入札者又は最高評価点者が調査基準価格を下回った場合は、落札（候補）者の決定を保留し、当該者に所定の資料を提出させ、契約を履行するにあたり不適合であるか否かを調査する。

ただし、設計額に対し、次のいずれかの基準を満たさない場合は、不適合とみなし、失格とする。

- ① 直接工事費：100 分の 95 以上
- ② 共通仮設費：100 分の 90 以上
- ③ 現場管理費：100 分の 80 以上
- ④ 一般管理費：100 分の 40 以上

※最低価格入札者又は最高評価点者以外の者は、調査対象とはなりません。

4. 落札者の決定

調査の結果、不適合でないと認めたときは、落札（候補）者の決定をする。

不適合である場合は、落札者とせず、次順位者が調査基準に該当する場合は、改めて当該者を低入札価格調査する。

5. 実施時期

令和 4 年 4 月 1 日以降に公告する工事から実施

6. その他

- (1) 低入札価格調査のうえ「適合」とされ、契約を締結する場合でも、契約保証金、前払金及び配置技術者の取扱いにおいては、従来と変更はありません。
- (2) 総合評価方式の詳細については、別途お知らせする「新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領」、「新潟市水道局建設工事総合評価方式施行要領の総合評価点算定基準」を参照してください。

問い合わせ先
総務部経理課契約係
電話 025-232-7322、7323

新潟市水道局低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市水道局（以下「本局」という。）が一般競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項の規定によらず、最低制限価格を設けないで、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する入札において、あらかじめ実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 政府調達協定対象の建設工事
- (2) 総合評価方式入札を実施する建設工事（以下「総合評価案件」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新潟市水道事業管理者が指定する建設工事

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に10万円に満たない端数があるときはこれを10万円に切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.3を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.3を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定に係らず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.3までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とする。

(予定価格書への記載)

第4条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札の執行)

第5条 新潟市水道局契約規程（昭和59年水道局管理規程第5号）第22条で規定する入札担当職員は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。），又は総合評価案件において最も評価点の高かった者（以下「最高評価点者」という。）が，調査基準価格を下回った入札（以下「低価格入札」という。）を行った場合は，落札を保留するものとし，落札者等を後日決定する旨を通知し入札を終了する。

（低入札価格調査の実施）

第6条 前条に該当する場合は，経理課長は，工事担当課長及び必要に応じ技術管理室長とともに，最低価格入札者が行った入札，又は最高評価点者が行った入札について，当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあり，又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるか否かについて，低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の調査に当たり，最低価格入札者又は最高評価点者（以下「調査対象者」という。）が入札時に提出した工事費内訳書が次のいずれかの基準を満たさない場合は，その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし，失格とする。

- (1) 直接工事費が本局の設計額に10分の9.5を乗じて得た額以上
- (2) 共通仮設費が本局の設計額に10分の9を乗じて得た額以上
- (3) 現場管理費が本局の設計額に10分の8を乗じて得た額以上
- (4) 一般管理費等が本局の設計額に10分の4を乗じて得た額以上

3 前項の規定に係らず，特に必要があると認めるときは，失格基準を別に定めることができる。

4 低入札価格調査は，調査対象者からの事情聴取，関係機関への照会等により行うものとし，当該調査対象者は，経理課長が指定する日までに，次に掲げる資料を提出しなければならない。

ただし，経理課長は，当該入札で調査対象者の他に，低価格入札を行った者がいる場合は，必要に応じ該当者に対し，同様の資料の提出を求めることができる。

- (1) 当該価格での応札が可能となった理由（別記様式第1号）
- (2) 入札金額の積算内訳（別記様式第2号）
- (3) 配置現場代理人等名簿（別記様式第3号）
- (4) 手持工事の状況（別記様式第4号）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所，倉庫等との地理的関係（別記様式第5号）
- (6) 手持資材の状況（別記様式第6号）
- (7) 資材購入先又は資材リース元の状況（別記様式第7号）
- (8) 手持機械の状況（別記様式第8号）
- (9) 機械リース元の状況（別記様式第9号）
- (10) 労務者の具体的供給の見通し（別記様式第10号）
- (11) 過去に施工した公共性のある工事名及び発注者（別記様式第11号）
- (12) 建設副産物の搬出先（別記様式第12号）
- (13) 下請負契約（一次下請）の予定の有無（別記様式第13号）
- (14) 経営状況について（別記様式第14号）

(15) その他必要な事項

- 5 前項の規定に係らず、総合評価案件においては、次に掲げる資料を提出するものとする。
- (1) 当該価格での応札が可能となった理由（別記様式第1号の2）
 - (2) 入札金額の積算内訳（別記様式第2号）
 - (3) その他必要な事項

（低入札価格調査後の措置）

第7条 経理課長は、低入札価格調査の結果、次に掲げる場合は、当該調査対象者を落札者等としないものとする。

- (1) 調査対象者が、低入札価格調査に協力しない場合、経理課長の指定する日までに第6条第4項に掲げる資料を提出しない場合又は不備等がある場合、及び当該低入札価格調査に関する事情聴取に応じない場合
 - (2) 第6条第4項第2号の積算内訳書を調査した結果、以下の事実が判明した場合
 - ア 当該積算内訳の算出根拠が適正でない場合
 - イ 当該契約の内容に係る見積数量が適正でない場合
 - ウ 当該契約の内容に係る材料や製品等について品質及び規格が適正でない場合
 - エ 当該契約の内容に係る労務単価が適正でない場合
 - オ 第6条第4項各号に掲げる資料の提出時において、当該工事に配置する技術者の直接的な雇用関係が証明できない場合
 - (3) 建設副産物の処理が適正でない場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、別に定める失格基準に該当する場合
- 2 経理課長は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる場合に、低入札価格調査結果報告書（別記様式第15号）に意見を添えて、新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

（落札者の決定等）

第8条 経理課長は、前条の調査の結果、又は審査委員会の審査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがなく、かつ、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認めたときは、直ちに調査対象者を落札者等と決定し、落札者等及びその他の入札者に対して、その旨を落札者（候補者）決定通知書（別記様式第16号）により通知するものとする。

- 2 経理課長は、審査委員会の審査の結果、調査対象者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるものであった場合は、その者を落札者等とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者又は総合評価

案件における次順位評価点者（以下「次順位者」という。）を落札者等と決定する。この場合において、次順位者が低価格入札であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

- 3 前項の規定により、次順位者を落札者等と決定したときは、調査対象者に対しては落札者等としない旨を調査結果通知書（別記様式第17号）により通知し、次順位者及びその他の入札者に対しては、次順位者が落札者等となった旨を落札者（候補者）決定通知書（別記様式第16号）により通知するものとする。

（監督体制の強化等）

第9条 低入札価格調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 工事担当課長は、受注者が施工体制台帳又は施工計画書を作成、及び変更している場合には、受注者に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるとときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。
- (2) 当該工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工程表等の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号

(資料は3部提出)

工事番号		工事名			
業者名			連絡先	開札日	

当該価格での応札が可能となった理由

1 労務費

2 手持工事の状況

3 当該工事現場と事業所・倉庫との関係

4 手持資材の状況

5 手持機械の状況

6 下請会社等の協力

7 その他（仮設、安全管理、現場管理等当該工事への取組み）

（注1）当該価格での応札が可能となった理由（なぜ安価で施工できるのか等）を、労務費、手持工事等の状況、当該工事現場と事業所・倉庫との関係、手持資材の状況、下請会社等の協力等からの面から具体的に記載し、その理由の根拠を各様式に必ず記入して下さい。

別記様式第1号の2

(資料は3部提出)

工事番号		工事名			
業者名			連絡先	開札日	

当該価格での応札が可能となった理由

- 1 当該価格で応札した理由
(その応札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能となる理由。)
- 2 手持工事の状況
(契約対象工事付近(半径概ね10km)に別工事の現場があり、間接費の節減が可能になった。
また、資材の一括購入が可能な関連工事があり低価格になった場合など。)
 該当なし
 該当あり…理由、および資料
- 3 手持資材の状況
(手持ち資材の活用が可能なことから低価格になった場合など。)
 該当なし
 該当あり…理由、および資料
- 4 手持機械の状況
(自社保有し、現在使用していない機械の活用により低価格になった場合など。)
 該当なし
 該当あり…理由、および資料
- 5 建設副産物の搬出先
(適切な搬出地を選定していない、処理価格が不合理、発注仕様書等に合致していないこと
により低価格になった場合など。)
 該当なし
 該当あり…理由、および資料
- 6 下請会社等の協力
(下請業者の見積書等の工事内容(規模・工法・数量等)およびその単価(資材、労務費、
市場単価)などについて、発注者の積算に比べ著しく低くなっていないか。)
 該当なし
 該当あり…理由、および資料
- 7 過去に施工した公共性のある工事名及び発注者
(過去(5ヶ年度内)に施工した公共工事(発注する工事と同一工(業)種)に、低入札調査
基準価格を下回る価格で受注した工事があるか。)
 該当なし
 該当あり…過去の施工実績
- 8 その他(仮設、安全管理、現場管理等当該工事への取組み)
 特記する取り組みなし
 特記する取り組みあり…内容

(注) 当該価格での応札が可能となった理由(なぜ安価で施工できるのか等)を整理し、該当する場合は、手持工事の状況、手持資材の状況、手持機械の状況、建設副産物の搬出先、下請会社等の協力、過去に施工した公共性のある工事名及び発注者等からの面から具体的に記載し、その理由の根拠を各様式に必ず記入して下さい。

入札金額の積算内訳

(注1) 応札時に添付した工事費内訳書と同一のものを添付して下さい。

(注2) 共通仮設費（率分）、イメージアップ、現場管理費の諸経費の算出根拠（詳細な積算内訳）を必ず添付して下さい。

配置現場代理人等名簿

区分（注1）	(フリガナ) 氏名	採用年月日 (注2)	資格（注3）	監理技術者証等 番号
現場代理人				
技術者				

(注1) 「区分」の欄には、本件工事において配置する現場代理人や監理技術者等（兼務する場合においては、同一枠内に両方）を記入して下さい。

(注2) 技術者においては、添付資料として、自社社員(直接的かつ恒常的雇用関係のある(公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある))であることを証明する健康保険証等の写し、必要な資格を有することを証明する書面の写しを提出して下さい。

(注3) 「資格」の欄には、「一般土木施工管理技士」や「監理技術者資格者」等、C O R I N Sに登録する資格などの名称を記載して下さい。

(注4) 上記に記載した現場代理人、技術者等は、病気等の真にやむを得ないと認められる場合で、かつ新たに配置する技術者が入札参加資格を満たすと確認された場合以外は、落札決定後変更することは出来ません。

手持工事の状況

別記様式第5号

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的関係

(注1) 分かりやすい地図で契約対象工事箇所と最低価格入札者（総合評価方式による入札の場合は最高評価点者）の事業所、倉庫、隣接工事箇所等との関連が明確になるように記入して下さい。（縮尺は問いません。）

(注2) 上記記載の所在地や、契約対象工事箇所への所要時間も明らかにして下さい。

別記様式第6号

手持資材の状況

(注1) 手持資材の状況については、主に該当工事で使用予定の資材を記入して下さい。

(注2) 安全資材や看板等、共通仮設費やイメージアップ経費で使用する資材も記入して下さい。

資材購入先又は資材リース元の状況

資材購入費又は資材リース費
合計額（円）

(注 1) 数量、単位の欄を記入し、入札者との関係の欄には、最低価格入札者（総合評価方式による入札の場合は最高評価点者）と購入先予定業者との関係や取引年数を記入し、その関係を証明する規約、登録書などがあれば添付して下さい。

(注2) 予定している資材購入先又は資材リース元について、その会社の社印のある見積書等を必ず添付して下さい。

(注3) 資材購入費又は資材リース費合計額は、必ず記入して下さい。

手持機械の状況

(注) 主に、当該工事に使用する予定の手持機械の状況を記入して下さい。

機械リース元の状況

機械リース費合計額（円）

(注 1) 入札者との関係の欄には、最低価格入札者（総合評価方式による入札の場合は最高評価点者）と購入先予定業者との関係や取引年数を記入し、その関係を証明する規約、登録書などがあれば添付して下さい。

(注2) 予定している機械リース元について、その会社の社印のある見積書等を必ず添付して下さい。

(注3) 機械リース費合計額は、必ず記入して下さい。

別記様式第10号

労務者の具体的供給の見通し

1 自社施工

2 下請會社施工

労務費合計額（円）
(C) + (D)

(注 1) 自社施工でない工種及び様式第 13 号に記載している下請会社全てを、「2 下請会社施工」の欄に必ず記入して下さい。

(注2) 下請会社施工の場合、労務単価が不明のときは「合計額（A）+（B）」のみ記入して下さい。

(注3) 「労務費合計額 (C) + (D)」は、必ず記入して下さい。

過去に施工した公共性のある工事名及び発注者

(注1) 過去5カ年程度で、契約対象工事と同一工種の施工実績を記入して下さい。

(注2) 過去に施工した工事で低入札価格調査制度により調査の対象となったものがある場合には、当該案件の備考欄に◎印をして下さい。

建設副産物の搬出先

建設副産物合計額（円）

(注 1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物（コンクリート塊、アスファルト、建設発生木材、建設発生土等）について記入して下さい。

(注2) 建設副産物費合計額は、必ず記入して下さい。

下請負契約（一次下請）の予定の有無

1 下請負契約の予定

有・無 (どちらかに○印をつけて下さい)

2 予定している下請負契約

下請負契約の工事内容（範囲）	下請負契約の金額（税抜き） 【内訳：諸経費】（注2）	下請負契約の相手方 (会社名・代表者名・所在地)	入札者との関係
下請負契約金額の合計			

(注1) すべての下請負契約予定業者について、その会社の社印のある下請負契約見積書等の積算根拠を添付して下さい。

(注2) 【内訳：諸経費】には、下請負契約金額のうち、諸経費（下請会社の経費や利益等）を記入して下さい。

(注3) 入札者との関係の欄には、最低価格入札者（総合評価方式による入札の場合は、最高評価点者）と下請負契約予定業者との関係や取引年数を記入し、その関係を証明する規約、登録書等があれば添付して下さい。

(注4) 下請負契約予定業者からの見積書を徵収する際には、予め下請負契約予定業者の諸経費を下請負契約見積書の中に必ず記載して頂くよう、下請負契約予定業者に依頼して下さい。

(注5) 第2号様式の入札金額の積算内訳と下請負契約見積額とが整合している必要があります。施工に必要な費目との対応関係が不明確な金額計上が記載されている下請負契約見積書等は、第7条の規定に該当することになりますので、ご注意下さい。

経営状況について

(注) 直近2箇年分の財務諸表（決算報告書）及び会社案内を提出して下さい。

低入札価格調査結果報告書

年 月 日

新潟市水道局請負工事等

入札参加資格要件等審査委員会委員長 様

総務部経理課長

下記の工事について、地方自治法施行令第167条の10第1項又は同令第167条の13の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果について、次のとおり提出します。

対象工事の 工事番号及び工事名		
工事場所		
工事概要		
入札方法		
入札（開札）日	年 月 日	
調査対象業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
調査対象価格 (税抜き)	予定価格	
	調査基準価格	
	入札価格	
調査結果	聴取日時	
	聴取場所	
	聴取者	
	相手方職氏名	
	入札結果表	別紙のとおり
	調査の内容等	別紙のとおり
意見		

別紙

調査項目

1	当該価格での応札が可能となった理由	
2	入札金額の積算内訳	
3	配置現場代理人等名簿	
4	手持工事の状況	
5	契約対象工事箇所と入札者との事業所、倉庫等との地理的関係	
6	手持資材の状況	
7	資材購入先又は資材リース元の状況	
8	手持機械の状況	
9	機械リース元の状況	
10	労務者の具体的供給の見通し	
11	過去に施工した公共性のある工事名及び発注者	
12	建設副産物の搬出先	
13	下請負契約（一次下請）の予定の有無	
14	経営状況について	
15	その他必要な事項	

年　月　日

新潟市水道事業管理者

落札者（候補者）決定通知書

下記の案件について、下記の者を落札者（候補者）として決定した旨通知します。

記

案件番号

工事（委託）番号

案件名

開札日時

企業（委任先）名称

入札金額

連絡事項

入札開札時点では、落札を留保して調査を行いましたが、

調査の結果、上記業者を落札候補者として決定しましたので通知します。

落札候補者となった業者の方は、入札参加資格の審査を行いますので、

この通知の翌日までにあらかじめ入札公告で指定された入札参加資格審査書類を持参により、提出してください。

発注部署

第 号
年 月 日

最低価格入札者 様

(総合評価方式による入札の場合は
最高評価点入札者 様)

新潟市水道事業管理者

調査結果通知書

年 月 日に開札を執行した下記の工事については、落札（候補）者の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者（候補者）としないことに決定しましたので通知します。

記

1. 工事番号及び工事名

2. 入札金額

3. 落札者としない理由

上記入札金額では、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるため